

期日報告

日時：2013年8月12日

14:00～（対関西電力）

15:00～（対日本原電）

場所：大津地方裁判所（仮処分の審尋期日なので非公開です。一般の方は入れませんが，申立人は入れます。）

1 はじめに

ほかの原発裁判のホームページを見ていると，裁判が開かれる毎に，期日でどんなことがあったのか報告されているのがあります。

この仮処分の申立人になって頂いた方の中には，期日に行ってどんなことがあったのか知りたいけれどもいろんな事情があって裁判所まで行けないという方も多くいらっしゃると思います。

そこで，途中からですが，この裁判でも，期日でどんなことがあったのか，ホームページで報告させて頂くことにしました。

2 これまでの経過

だいたい，去年の冬頃には我々も相手方である電力会社も主張と立証を尽くして，裁判所が判断をする機が熟していたと思います。ところが，裁判所からは，大飯原発や敦賀原発の破碎帯の原子力規制委員会の見解を見たいと言って，判断を示そうとはしません。

前回の期日（4月17日）でも，裁判所は，原子力規制委員会が作った新規制基準を見てからしか判断をしないと申し述べました。

この裁判における我々の申立ては，福島第一原発の事故を踏まえた新しい基準

が策定され、その基準に適合していると確認されるまで、暫定的に再稼働を止めて欲しいというものでした。新規制基準ができて基準に適合しているかどうかを争点として審理をするのであれば、裁判所の判断が出るのは、数年後のことになるでしょう。

現在担当している裁判官（長谷部幸弥裁判長，北村ゆり裁判官）は、我々の思いを無視していると思い、我々は、忌避申立てを行いました。忌避申立というのは、簡単に言うと不公平な裁判をするおそれがある裁判官を交代させて欲しいという申立です。忌避申立の詳しい理由は、書庫にあるファイルを見てください。

その後、申立てを却下する決定があり、裁判官が交代することはありませんでした。

3 今回の期日のやりとり

まず、最初に対関西電力の事件の期日が開かれました。しかし、この期日は裁判所によって空転させられました。

前回の期日から今回の期日まで双方から主張も証拠も出されていません。それは、双方が主張や立証を尽くしたということであり、裁判所が判断を示すべき時が来ているということです。

ところが、裁判所は関西電力の各原子力発電所についての原子力規制委員会の新規制基準の適合性に関する判断が示されるまでは、判断しないとしました。また、裁判所はわれわれ申立人に対し、新規性基準の合理性と各原子力発電所についての新規制基準の適合性について主張するように言いました。

しかし、関西電力の大飯原発と高浜原発が新規制基準に合格しているかどうかの原子力規制委員会の審査はこれから始まるのです。原子力規制委員会の判断も出ていないのに、その判断を先取りして議論する必要はないし、そんな議論に入れば、争点が拡大して、審理がいよいよ長期化するだけです。

そして、何よりも一刻も早く原子力発電所を止めて、少しでも安全に暮らした

いというわれわれの思いを無視しています。

弁護団も、期日において、新基準の適合性について現段階で主張するつもりはないこと、既に裁判所の判断を示す時期に来ていること、裁判所はわれわれがこの申立を行った思いを全然理解していないことなどを繰り返し主張しましたが、裁判官は無視し、強引に次回の期日を指定しました。

このような長谷部幸弥裁判長の訴訟指揮は、憲法上保障されている裁判を受ける権利を侵害するものです。

次に、対日本原電の期日がありました。前回の期日以降に、日本原電から主張書面と証拠が出されました。原子力規制委員会が敦賀原発2号機の建屋直下にある破砕帯が活断層であると結論づけたことに対する反論の主張と証拠です。

敦賀原発については、既に原子力規制委員会の判断が示されているのですから、裁判所も判断を示せるはずですが、しかし、裁判所は、おおむね対関西電力の期日で言ったことと同じことを言って、判断を示そうともしませんでした。

今の裁判官（特に裁判長）は、申立てに対する判断を出すのを嫌がって結論を先延ばしにしようとしているとしか思えません。裁判所の姿勢には大きな失望を感じますが、それでも原告の皆さんの思いを伝え続けて、裁判所が自らの姿勢を反省するよう促していくしかありません。

4 次回期日

次回期日は

2013年11月18日

13：30～（対関西電力）

14：30～（対日本原電）

緊急性がある仮処分事件の審尋期日を3か月も先に入れることなど普通では考え

られません。裁判所の判断を先延ばしにしたいという姿勢がよくわかります。